

**グループホーム サンホープケアヴィレッジ・フルール運営規程**  
**(指定認知症対応型共同生活介護)**

(事業の目的)

第1条 医療法人日望会が開設するグループホーム サンホープケアヴィレッジ・フルール（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者であって認知症の状態にある者であり、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム サンホープケアヴィレッジ・フルール
- 二 所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美499番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 計画作成担当者・介護従業者と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 看護師 1名（非常勤専従）
- 三 介護従業者 6名以上 《1名 管理者・計画作成担当者と兼務》
- 四 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 五 計画作成担当者 介護支援専門員 1名（常勤 管理者・介護従業者と兼務）  
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同介護計画を作成する。
- 六 事務職員 1名（非常勤専従）事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と一緒に行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等

- 五 利用者一人一人の健康状態の把握と嘱託医の指示による処置等
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

#### (短期利用共同生活介護)

- 第7条 当事業所は、共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
- 一 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居に1名とする。
  - 二 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
  - 三 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
  - 四 入居者が入院のために、長期にわたり不在になる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
  - 五 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

#### (利用料等)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受けるほか次に掲げる費用について、その実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 一 食材料費
  - 二 理美容代
  - 三 おむつ代及びその他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担していただくことが適当であると認められるもの

#### (入居に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
  - 二 利用者は努めて健康に留意すること。
  - 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
  - 四 浴室を利用する際には、介護者に必ず申し出ること。
  - 五 食事その他、家事等には、可能な限り協力すること。
  - 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
  - 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。

八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等を行う際の手続き)

第11条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 一 管理者は、防火管理者を選任する。
- 二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 三 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、従業者はこの計画に基づき、毎年6月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う

(業務継続計画の作成に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人日望会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年8月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月1日から施行する。
- この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年9月21日から施行する。
- この規程は、平成24年12月21日から施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- この規程は、平成28年9月21日から施行する。
- この規程は、平成29年1月21日から施行する。
- この規程は、平成29年3月21日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。